

介護付有料老人ホームみどりの郷あすか運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社みどりの郷あすか（以下「事業者」という。）が開設する「介護付き有料老人ホームみどりの郷あすか」（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業員が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 施設の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行う。
 - 3 施設の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設に名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護付有料老人ホームみどりの郷あすか
- (2) 所在地 埼玉県比企郡川島町大字中山字西浦 1347 番地 1
- (3) 定員 34 名
- (4) 居室数 34 室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

管理者は、事業所の従業員の管理及び職務の管理等を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者または家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整、事務等を行う。
- (3) 看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 10人以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 1人以上
計画作成担当者は特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (7) 栄養士 1人以上
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (8) 調理員 4人以上
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- (2) 機能訓練及び療養上の世話
- (3) 入浴介助が必要な利用者については、週2回のサービス提供を標準とする
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談、援助
- (7) 口腔衛生の管理

(短期利用特定施設入居者生活介護)

第6条 本事業所は、特定施設の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居等を利用し、短期間の指定特定施設入居者生活介護（以下「短期利用特定施設入居者生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の定員は3名とする。
- 3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

- 4 短期利用特定施設入居者生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、当該特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用特定施設入居者生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用量のうち各利用者の負担割合に応じ多額の支払いを受けるものとする。

2 その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代 使用量に応じ、別途料金表に記載された費用
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

3 全項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに合意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用者が介護専用居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 介護付き有料老人ホームみどりの郷あすかにおける一般居室入居者は、次のような場合に介護専用居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けることができるものとする。

- (1) 要介護認定の結果、要介護又は要支援の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を希望した場合
- (2) 利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断した場合
- (3) その他入居契約及び重要事項説明書に定める場合

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業員は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ

の連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情対応）

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じることとする。

（非常災害対策）

- 第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（協力医療機関等）

- 第12条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
 - 4 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができ

るよう努めるものとする。

5 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第14条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

4 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、その本来の用途にしたがって、妥当かつ適切に利用するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第18条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 従業員は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供上で差し

支えない場合には、介護付き有料老人ホームみどりの郷あすか以外の業務を行う事がある。

- 2 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - （1）採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - （2）継続研修 年1回
- 3 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する
- 4 従業員であった者に、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、就業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

平成30年6月20日より、第1回改訂版を施行する。

令和6年6月1日より、第2回改訂版を施行する。